資料国研13-1-1

国立研究開発法人情報通信研究機構の第5期中長期目標策定について

総務省
国際戦略局
技術政策課

目　次

1.　第５期中長期目標の策定に向けた手続

2.　政府方針等

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

第３節　国立研究開発法人

（中長期目標）

第35条の４　主務大臣は、５年以上７年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一　中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二　研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三　業務運営の効率化に関する事項

四　財務内容の改善に関する事項

五　その他業務運営に関する重要事項

３　主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

４　主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第35条の６第６項及び第35条の７第２項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第37条 若しくは第54条又は国家行政組織法（昭和23年法律第120）第８条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

５・６　（略）

1．2　第5期中長期目標策定等スケジュール

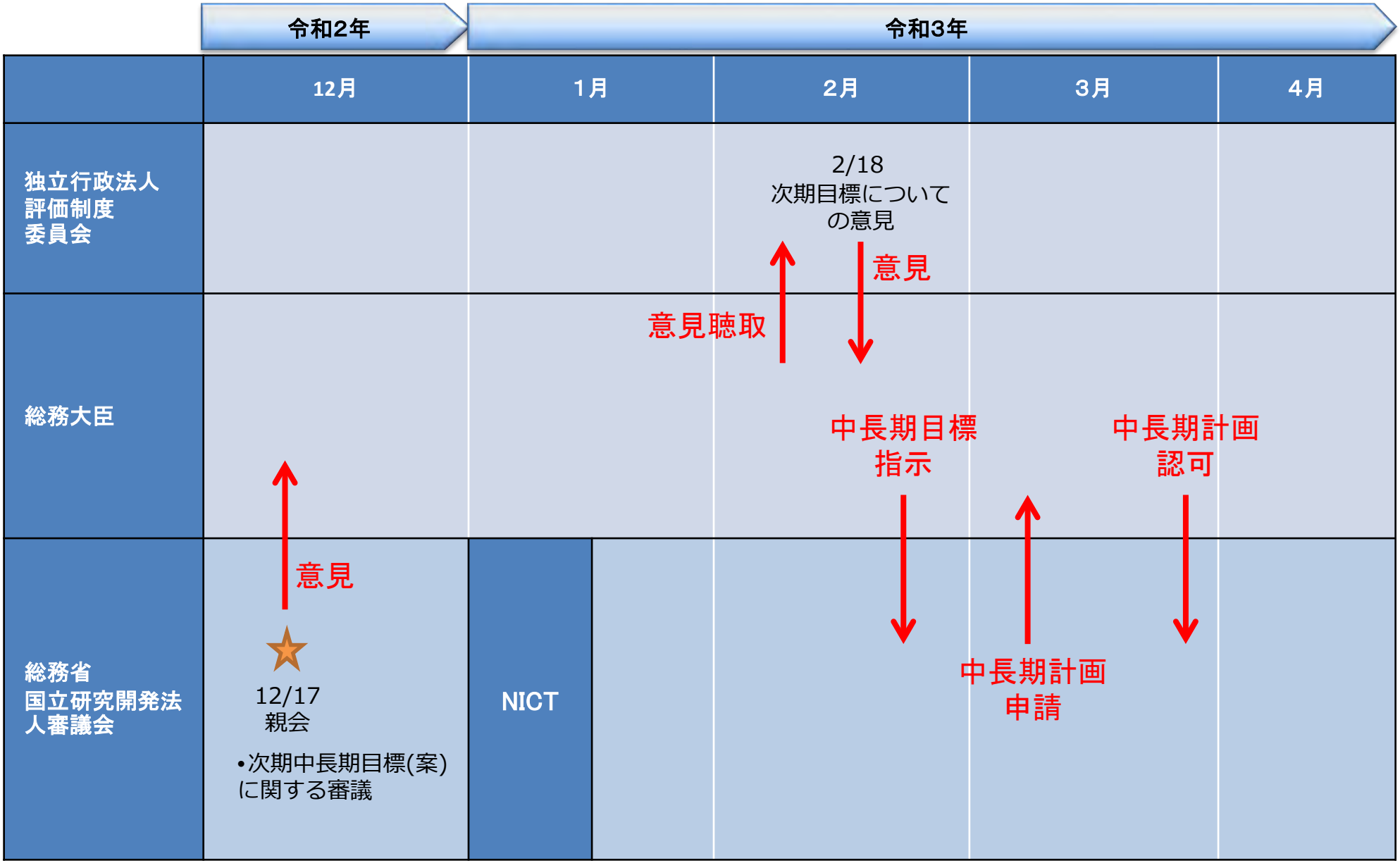

２．　政府方針等

①「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年９月総務大臣決定）

②「新たな情報通信技術戦略の在り方」第４次中間答申（令和２年８月情報通信審議会）

③「業務及び組織の全般にわたる検討結果案並びに講ずる措置」（令和２年９月総務大臣）

④「科学技術・イノベーション基本計画」（内閣府にて検討中）

⑤ 独立行政法人評価制度委員会からの意見等

等

Ⅲ　国立研究開発法人の目標について

1　中長期目標の策定の目的等

（2）国立研究開発法人の第一目的である**「研究開発成果の最大化」**とは、**国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」すること**である。これは、個々の研究開発課題（事業）を個別に「最適化」し、それを積み上げることのみによって確保されるというよりも、むしろ、**当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより**、

① 研究開発に係る優れた人材の確保・育成を図る

② 適切な資源配分を実施する

③ 事業間の連携・融合を促す

④ 研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する

⑤ 大学・民間企業等の他機関との連携・協力を進める

等を通じて、**法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるもの**である。

また、「研究開発成果の最大化」とは、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へつなぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術に対する理解の増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた**我が国全体としての研究開発成果を最大化すること**であると解することが適当である。

そのため、**主務大臣は**、目標の策定に際し、定量的な目標や測定可能な指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、**「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標とすることが重要**である。

（3）**主務大臣は**、中長期目標の策定に際して、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、**有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取、活用し**、しっかりと練り上げた**中長期目標を策定する**。また、**国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて評価軸**（後述Ⅲの5（1）⑤）**を適切に設定**する。主務大臣は、中長期目標の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は中長期目標の実現・実施等について責任を果たす。中長期目標は、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

5 通則法第35 条の4第2項第2号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

（1）研究開発の事務及び事業に係る目標について

研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項に関する目標のうち、**研究開発の事務及び事業に係る目標については、**どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるかについて、中期目標管理法人の規定（Ⅱの4（1）①及び②）に準じて分かりやすく記載するとともに、**次の①から⑦までに留意する**。

その際、上記2（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

① 目標の策定の基本的枠組み

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、**当該国立研究開発法人の役割（ミッション）、業務、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性等を踏まえて適切な目標を策定する**。また、目標が研究開発の現場へ与える効果・影響等についても十分に考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、**「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を策定する**。

目標を定める際には、Ⅲの1（2）の「研究開発成果の最大化」の趣旨を踏まえ、量的な観点のみならず質的な観点も踏まえて総合的に評価・判断されるべきものであることに鑑み、適切に評価軸（後述Ⅲの5（1）⑤）を設定する。また、Ⅱの4（3）も踏まえるものとする。

② 目標の達成時期

目標の達成時期については、開発に関する目標のように**具体的な開発時期を設定することが適切な場合はこれを明確化する**。

一方で、長期性、不確実性等といった研究開発の特性に鑑み、また、研究開発については成果が創出されてから相当期間経過後にアウトカムへの貢献や実現につながることが一般的であることを踏まえ、**中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮する**。ただし、当該中長期目標期間において当該法人が何を目指して業務を遂行するかについては明らかにしておく必要がある。

③ できる限りアウトカムと関連させた目標とすること

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえて判断する必要があるため、国立研究開発法人に対して主務大臣が提示する目標は、**できる限りアウトカムと関連させた目標とする**。

（注）研究開発活動の**アウトプット（成果物）とは**、例えば、**投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなど**を指す。研究開発活動の**アウトカム（国や社会に対する効果）とは**、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用を指す。例えば、**科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある**。（「諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申」（平成26 年7月17 日総合科学技術・イノベーション会議決定）から引用）

④具体的かつ明確であること等

アウトカムに関連した目標は、国民にとっても分かりやすいものとするため、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標、新たな領域開拓等目指すべき方向性を示すような目標等、**「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に定める**。

その際、当該目標の特性等に応じ、定量的な水準・観点について十分考慮する。

なお、**主務大臣は、具体性及び定量性を追求し過ぎるとアウトプットを中心とした多数の小目標の設定につながる可能性があること、客観性を追求し過ぎると「研究開発成果の最大化」に向けての目標としての実質性が損なわれる可能性があること等にも留意**して、適切な目標を策定する。

⑤「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に**適切な評価軸を設定し、法人に提示する**。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。

評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価する。その際、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

また、それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

⑥ 評価軸と関連する指標等の設定について

上記⑤のとおり、評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

評価軸と関連する指標等として、次の**ⅰからⅲまでを十分踏まえつつ**、**法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する**。

ⅰ 指標等の設定に当たっては、定量的水準・観点を十分考慮する。

ⅱ ただし、定量的な指標となり得る論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等については、必ずしもこれらがアウトカムに直結するとは限らない場合があるほか、法人としてこれらの数値を上げること自体が安易に目的化することは必ずしも適当ではない場合がある。

また、これらの指標を評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）として設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長するおそれも考えられる。

ⅲ このため、**主務大臣は**、指標を設定する場合には、**研究開発の現場への影響等についても十分考慮し**、**評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）**と、**正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）**とを適切に分け、**当該指標がどちらなのかを明示する**。前者の例としては開発目標に係る技術仕様、後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

⑦ 重要度及び困難度について

国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であるため、相対的な重要度等を判断することは一般的には困難な場合が多いことや、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて重要度等も常に変化するものであること等も踏まえ、**重要度等の設定を行う場合は、有識者等（研究開発に関する審議会等）の意見を聴き、重要度等を設定した理由を明確に記載するなど、適時適切な形で行う。理由を記載する際には**、上記2の（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する**当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする**。

その際、上記の分析に基づいて特定の目標の重要度等を高いとする以上は、当該法人の目標の中での優先順位付けが当然にあるものと考えられる。また、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。こうしたことを踏まえて、安易に全ての目標を重要度等が高いとすることは厳に慎むべきである。

（参考）独立行政法人の評価に関する指針（平成26年９月２日総務大臣決定）

Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

（1） 年度評価

① 項目別評定

ⅱ 項目別評定の留意事項

イ 目標で設定された**困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることを考慮する**。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

② 総合評定

ⅲ 総合評定の留意事項

オ あらかじめ**重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮する**ものとする。

2．2 「新たな情報通信技術戦略の在り方」第4次中間答申（概要・抜粋）

■ Society5.0の実現やグローバル展開に向けたICT技術戦略を推進するため、次期科学技術基本計画（R3年度～）や国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）次期中長期計画（R3年度～）等を見据え、ICT分野で我が国が重点的に取り組む研究開発や推進方策等の戦略をとりまとめ

重点戦略・・・どの研究開発分野・課題にfocusするか

- Beyond 5G 推進戦略等の政府戦略やSociety5.0の早期実現に向けた次世代のICT基盤に必要不可欠な先端技術等の観点から、**戦略的に推進すべき研究領域を特定**
- 近年の社会情勢・ニーズ・技術動向等を踏まえ、**国が主導して推進すべき重点研究開発課題を特定**（51件（うち戦略4領域の対象30件））
- 宇宙基本計画など政府の重要政策に鑑み、宇宙分野等の我が国の経済成長や産業基盤の強化に資する取組を推進

2025年を目途に解決すべき社会課題へアプローチ

脳情報通信	AI	データ利活用	Beyond 5Gの実現	量子情報通信	サイバーセキュリティ
技術の例					
・脳機能型情報処理システム ・脳計測技術		・音声翻訳・対話システム ・社会知解析技術	・モバイルネットワーク技術 ・高周波・THz技術 ・フォトニック/光技術	・量子光ネットワーク技術 ・量子ノード技術	・AI×サイバーセキュリティ ・耐量子計算機暗号

戦略的に進めるべき研究4領域（戦略4領域）

5つの重点研究開発分野
（各分野における重点研究開発課題について、ロードマップを策定）

- 社会を **観る** ◆電磁波先進技術分野
- 社会を **繋ぐ** ◆革新的ネットワーク分野
- 社会（価値）を **創る** ◆ユニバーサルコミュニケーション分野
- 社会（生命・財産・情報）を **守る** ◆サイバーフィジカルレジリエンス分野
- 未来を **拓く** ◆フロンティアサイエンス分野

推進戦略・・・研究開発をどのような体制で推進し、成果をどう社会にdeployするか

研究開発環境の整備

- 戦略４領域において国際ハブ化等の役割を担う**研究拠点化**を推進
- B5G時代における研究開発環境として**次世代テストベッドの構築**
- 電波の開放等（テラヘルツ波等）の政策と連携した研究開発の推進
- 上記の取組を活用した産学連携による**B5G研究開発プラットフォーム**の構築　等

研究開発スキームの強化

- **NICT/企業間の連携ラボ**等新たなスキームの導入
- 研究開発プロジェクト戦略策定等に資する**技術動向等の調査・分析機能の新設**
- シーズ創出につながる基礎・基盤的な創発研究から、スタートアップ等の社会実装に至る**総合研究開発プログラムの創設**
- **NICT発ベンチャー創出・育成**に向けた支援体制強化
- 研究開発支援やプロジェクト運用改善について検討　等

人材育成等

- 魅力ある研究環境の提供等による**中長期的な研究開発を担う人材の確保**
- 組織を越えた人材交流の推進等**流動性/ダイバーシティの確保を通じた人材育成**　等

標準化戦略・・・戦略的ツールとして標準化活動を強化

標準化の推進

- 知財を含め標準化を戦略的に推進する拠点機能（**Beyond 5G知財・標準化戦略センター(仮称)**）の整備、標準化・知財動向の調査・分析機能の強化
- 研究開発段階から戦略的パートナーとの標準化活動を推進する**国際共同研究の強化**
- **OSS開発・実装試験環境としてのテストベッドの活用**、**オープンインターフェース化**を推進する異ベンダー機器間の**相互接続試験環境の整備**
- 若手、ユーザ企業、知財の専門家等を含む**チームによる標準化活動の支援**
- 実績のある人材の活用、活動機会やインセンティブの拡大による若手育成等**標準化人材の確保・育成**　等

2．3「業務及び組織の全般にわたる検討結果案並びに講ずる措置

次期中長期目標（R3.4～R8.3）の策定に向け、独立行政法人通則法に基づき、大臣評価及び国立研究開発法人審議会の意見を踏まえ、以下の措置を講ずる。

1　業務について

（1）情報通信審議会 第4次中間答申に基づき、次期中長期目標期間（R3.4～R8.3）においては、次の5分野4領域について産学官で連携し戦略的に取り組む。

※重点研究開発5分野
1）電磁波先進技術分野（社会を観る）、2）革新的ネットワーク分野（社会を繋ぐ）、3）ユニバーサルコミュニケーション分野（社会を創る）、4）サイバーフィジカルレジリエンス分野（社会を守る）、5）フロンティアサイエンス分野（未来を拓く）

※戦略4領域
1）Beyond5G、2）AI（脳情報通信、データ利活用）、3）量子情報通信、4）サイバーセキュリティ

（2）**機構と企業等の間で戦略的な研究開発を推進するスキームの導入**等を検討する。

（3）人材流動性確保に関し、以下を実施

① **テニュアトラック制度（※）の推進**等の若手研究者に魅力のある制度の充実。
（※ 若手研究者が自律的に研究できる環境を整備し、一定の任期後のテニュア（終身在職権）審査などによりパーマネント採用を行う制度）

② **組織に変化をもたらす人材の積極的登用・交流を推進**。

（4）ポストコロナ時代においても、**テレワーク、時差出勤等を積極的に活用**し、職員間のコミュニケーション活性化、働き方改革に努めるとともに、**研究成果の最大化を図る。**

2　組織について

機構の本部・各拠点における研究組織について、研究成果の最大化が図れるよう見直しを図る。
特に、研究開発の推進スキーム、研究者の育成・確保について見直しを図る。

⇒　**当該措置を踏まえ、**今後、国立研究開発法人審議会の審議を経て**次期中長期目標を策定**。

2．4　科学技術・イノベーション基本計画の検討の方向性（案）（概要）※

※総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会（令和2年8月28日）より

基本的考え方

- ◆ 次期基本計画は、SDGsの達成を含めた **人類の幸福の最大化** と **安全・安心の確保** に資するべく、全ての国民に科学技術・イノベーションの果実を届ける「**道しるべ**」
- ◆ Society 5.0の具体像を共有し、スピード感と危機感を持ってこれを実装するため、国を挙げて新しい社会を牽引する科学技術・イノベーション政策を実現

現状認識

社会の質的・量的な変化

- ✓ デジタル技術の加速度的な発展・普及と科学技術・イノベーションを中核とする国家覇権争いの激化、新たな世界秩序の模索
- ✓ 経済社会活動を牽引する主体がIT企業に
- ✓ 人口構成や雇用環境の変化に伴う問題の顕在化と多様性の重視
- ✓ 地球環境問題などSDGsがグローバルアジェンダに

科学技術・イノベーション政策の振り返り

- ✓ Society 5.0の具体化の前提となるデジタル化について、スピード感と危機感の欠如による実装の遅れ
- ✓ 第5期基本計画における目標の未達と研究力の低下
- ✓ コロナ禍を受けた科学技術の重要性の国民的高まり

科学技術基本法の改正

- ✓ 「人文・社会科学」の振興と、人文・社会科学と自然科学を融合した「総合知」の重視
- ✓ 「イノベーション創出」の法目的への位置づけによる新たな価値創造と社会システム変革
  - ＊イノベーション創出の追加は、基礎研究力を軽視するものではない

次期基本計画の方向性

1. Society 5.0の**具体化**
2. **スピード感**と**危機感**を持った**社会実装**
3. **人類の幸福**や**感染症・災害、安全保障環境**を念頭に置いた科学技術・イノベーション政策と**社会との対話・協働**
4. **研究力**の強化と官民の**研究開発投資**の在り方
5. 新しい社会を支える**人材育成**と**国際化**

コロナ禍の経験等を踏まえ

- 社会を変革するトランスフォーマティブ・イノベーションの創出が必要 ⋙ **イノベーション力**の強化
- データを含めた知の重要性が高まる中で総合知による科学技術の振興が必要 ⋙ **研究力**の強化
- 科学技術・イノベーションのエコシステムを機能させる仕組みの構築が必要 ⋙ **人材・資金**の確保

Japan Model

- Society 5.0は、SDGsを目指すに当たり、**デジタル化・データ連携・活用**を核とし、**日本の価値観（共益※）**を盛り込むことで実現される知識集約型社会
- この工程が「Japan Model」と呼ぶべき我が国の戦略・方向性

※日本の倫理観・社会観から生まれる「信頼性」に基づく「分かち合いの価値観」や「三方よし」の考え方

Society 5.0 ＝ SDGs × デジタル化・データ連携・活用 × 日本の価値観（共益）

ポストコロナ時代の世界秩序模索の期間において、日本が国際社会をリードするには、新たな社会モデルと戦略・方向性を言語化し、世界に認知されることが重要

Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

Society 5.0を実現する社会変革を起こすイノベーション力の強化

（1） **行動変容**や**新たな価値**を生み出す社会システム基盤の構築
（2） 社会変革を起こす土壌となる**イノベーション・エコシステム**の強化
（3） 非連続な変化にも対応できる**安全・安心**で強靭な社会システム基盤の構築
（4） 持続可能な社会の実現に向けた**戦略的な研究開発**の推進と**社会実装力**の向上

☆都市・地方を問わず個人のニーズに応じた多様な働き方・暮らし方を実現　☆失敗を許容するセーフティネットを構築　☆国民の生命と財産を守る　☆様々な社会的な問題を世界に先駆けて解決

知のフロンティアを開拓しイノベーションの源泉となる研究力の強化

（1） **新たな研究システム**の構築（デジタル・トランスフォーメーション等）
（2） 知のフロンティアを開拓する**多様で卓越した研究**の推進
（3） 変革の原動力となる**大学の機能拡張**
（4） **ミッションオリエンテッド**な戦略分野の研究開発の推進

☆研究者が時間や距離の制約を超えて研究に没頭、市民など多様な主体が研究に参画　☆若者が展望を持って研究者を目指せる　☆大学が独自性と個性を発揮　☆社会変革に先手を打つ

新たな社会システムに求められる人材育成と資金循環

（1） 新たな社会で活躍する「**変化対応力**」や「**課題設定力**」を持つ人材の育成
（2） 知の創出と価値の創出への投資がなされる**資金循環環境**の構築

☆教育の個別最適化や複線型のキャリアパス等により全ての個人のポテンシャルを解放
☆多様な財源による投資が次世代の研究開発に回り、大学等の基礎研究と相まって、イノベーションの創出を促進

２．５　独立行政法人評価制度委員会からの意見等

■　令和2年10月23日　第27回独立行政法人評価制度委員会

主務省ヒアリング及び法人理事長等ヒアリングにおける論点

（1）情報通信研究機構

- 研究者が研究に専念できる環境を整備しつつ、戦略的な研究開発を進めるため、研究事務の補助者やリサーチ・アドミニストレーターなどの**研究支援人材について**、**今後どのような方針で確保・育成していくのか明確化してはどうか**。

- **社会実装のためには**、組織として、研究成果に対する社会のニーズを的確に把握し、**どのタイミングまでに成果を出すかという時間軸の管理を行うよう留意していく必要があるのではないか**。

- IoT機器の調査といった**パブリックサービス的な業務に係る目標の期中追加については**、状況変化の速いICT分野の特性に留意しつつも、**研究開発の進捗に影響が出ないよう**、**目標策定時にできるだけ将来を見越した検討を行うことが重要ではないか**。

■　令和2年12月　4日　第28回独立行政法人評価制度委員会

独立行政法人の業務及び組織の見直しに関する意見

（1）情報通信研究機構

（留意事項）

- 今後も法人がICT技術に関する研究開発及びその成果の社会実装において中核的な役割を果たしていくため、研究者が研究に専念する時間を確保し、効果的・効率的な研究活動を行えるようにするとともに、社会のニーズを適時的確に把握した研究開発を戦略的に進められるよう、研究者の確保・育成のみならず、研究事務の補助者やリサーチ・アドミニストレーターといった研究支援人材や、知的財産の活用に係る専門人材の確保・育成について、法人において具体的方策を定めて取り組むべきことを目標に盛り込んではどうか。

■　令和3年　2月18日　第29回独立行政法人評価制度委員会

- 次期中長期目標に対する意見